

お客様各位

2023年4月

「ESG ファンド」の定義について

東京海上アセットマネジメント株式会社（代表取締役社長横田靖博、以下、「当社」）は、当社が設定・運用する国内公募投資信託（以下、「当社商品」）を「ESG ファンド」と称する場合の定義の策定および当社商品の分類を実施しましたので、お知らせいたします。

投資家の皆様に当社商品の特徴・内容をより正確にご理解いただくことを目的として、「ESG ファンド」の定義を策定のうえ、当社商品の分類を実施いたしました。

■ 「ESG ファンド」の定義

名称	定義
ESG ファンド	- インパクトの創出を目指している、あるいは、環境・社会課題の解決を目指している。 - 投資対象を選定する際に ESG を主要な要素とする手法（※）を採用している。 - ESG に関する要素について、定量指標を活用した適切な管理をしている。 - ESG に関する情報について、十分な開示をしている。

（※）次の条件のいずれをも満たしている場合に「ESG を主要な要素とする手法」としております。

- ESG インテグレーションに加え、規範に基づくスクリーニング、セクタースクリーニング、エンゲージメント戦略など ESG を重視する基本的な手法を採用していること。
- ポジティブスクリーニング、ベストインクラスなど ESG を重視する独自の手法を採用していること。

■ 当資料は、投資信託の運用状況を開示する目的で作成したものであり、証券の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■ 投資信託は、株式や債券など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。

■ 当社商品の分類

定義に基づく当社の「ESG ファンド」の一覧は下表となります。これらの国内公募投資信託については、開示文書の改定を順次行ってまいります。

「ESG ファンド」一覧 （2023.4 現在）
東京海上・がんたたかう投信（為替ヘッジなし）（年1回決算型）
東京海上・がんたたかう投信（為替ヘッジあり）（年1回決算型）
東京海上・気候変動対応株式ファンド（為替ヘッジなし）（愛称：グリーンフューチャー）
東京海上・気候変動対応株式ファンド（為替ヘッジあり）（愛称：グリーンフューチャー）
東京海上・再生可能エネルギー・インカム戦略ファンド（毎月決算型）（愛称：グリーンパワーシフト）
東京海上・再生可能エネルギー・インカム戦略ファンド（年1回決算型）（愛称：グリーンパワーシフト）

なお、当社は今後も ESG を取り巻く環境に対して迅速な対応を行ってまいります。そのため、本日お知らせの「ESG ファンド」の定義および該当ファンド一覧については、今後変更になる場合があります。

以 上

■ 当資料は、投資信託の運用状況を開示する目的で作成したものであり、証券の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■ 投資信託は、株式や債券など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。



投資信託にかかるリスク・費用について

■投資信託にかかるリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等値動きのある証券に投資をしますので、これらの組入資産の価格下落等や外国証券に投資する場合には為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。投資信託は、預貯金や保険と異なります。また、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。個別の投資信託毎にリスクの内容や性質が異なりますので、投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

■投資信託にかかる費用について

- 購入時に直接ご負担いただく費用……………購入時手数料 上限 3.3%（税込）
 - 換金時に直接ご負担いただく費用……………信託財産留保額 上限 0.5%
 - 保有期間中に間接的にご負担いただく費用……………信託報酬 上限 年率 1.9525%（税込）
- ※ファンド・オブ・ファンズでは、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。
- その他の費用・手数料……………監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。
- 詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。
- ※お客さまにご負担いただく手数料等の合計金額については、お客さまの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

<ご注意>

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、東京海上アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。費用の詳細につきましては、個別の投資信託毎の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。投資信託にかかるリスクや費用は、投資信託毎に異なりますので、投資をされる際には、事前に投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

■ご留意事項

- 当資料は、情報提供を目的として東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

設定・運用は

東京海上アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク：0120-712-016（受付時間：営業日の 9：00～17：00）

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 361 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

- 当資料は、投資信託の運用状況を開示する目的で作成したものであり、証券の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 投資信託は、株式や債券など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。